

## 上越市6次産業化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における6次産業化の推進を図るため、地域資源を活用した農林水産加工に取り組む農業者等に対し、新たな農産加工品等の開発又は既存の農林水産加工の規模拡大を図るために必要な経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「農業者等」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又は主としてこれらの人及び団体により構成される団体をいう。

2 この要綱において「農産加工品等」とは、自ら市内で生産し、又は採取した農林水産物を利用して製造する農林水産加工品をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する農業者等とする。

- (1) 本市に居住し、又は所在していること。
- (2) 市税を完納していること。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の補助金の区分の欄に掲げる補助金の区分に応じ、同表の補助対象事業の区分の欄に定める事業とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助対象経費の欄に定める経費とし、それぞれ同表の補助対象経費の上限額の欄に定める額を上限とする。

### (補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、一の年度において、一の補助対象事業につき1回を限度とする。

### (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、上越市6次産業化支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体にあつては、定款（定款がない場合にあつては、これに類するもの）
- (2) 当該年度の事業計画書（第2号様式）及び収支予算書
- (3) 納税状況の確認に係る承諾書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（概算払）

第8条 補助金は、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）第87条の規定により、概算払をすることができる。

（実績報告）

第9条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに上越市6次産業化支援事業補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市長が別に定める事業実施報告書
- (2) 写真（加工状況、試作品、導入設備等）
- (3) 経費の執行実績を証する書類（請求書、領収書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から実施する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適

用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第4条—第6条関係）

補助金の区分	補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費の上限額	補助率
農産加工品等開発支援事業補助金	新たに農産加工品等を開発し、又は直売所を開設する事業	謝金、費用弁償、原材料費、委託費、市場調査費、通信運搬費、旅費その他の市長が必要と認める経費	100万円	2分の1
農産加工品等規模拡大支援事業補助金	農林水産加工を新規に又は規模拡大のため、機械若しくは設備を導入し、又は施設の新設若しくは改修を行う事業	機械・設備費	(一般地域) 300万円 (中山間地域) 100万円	(一般地域) 10分の3 (中山間地域) 3分の1
		施設改修費	(一般地域) 300万円 (中山間地域) 100万円	(一般地域) 10分の4.5 (中山間地域) 10分の5
		その他市長が必要と認める経費	市長が定める額	市長が定める割合

備考 この表における中山間地域及び一般地域の取扱いについては、新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日適用）別記の規定を適用する。

第1号様式（第7条関係）

上越市6次産業化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり上越市6次産業化支援事業補助金の交付を申請します。

補助金の区分	<input type="checkbox"/> 農産加工品等開発支援事業補助金 <input type="checkbox"/> 農産加工品等規模拡大支援事業補助金
事業の目的及び内容	事業計画書（第2号様式）のとおりに
事業費	円 （うち補助対象経費 円）
補助金交付申請額	円
添付書類	(1) 定款（定款がない場合にあつては、これに類するもの） (2) 当該年度の事業計画書（第2号様式）及び収支予算書 (3) 納税状況の確認に係る承諾書 (4) その他市長が必要と認める書類

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（にレ点を記入してください。）

第2号様式（第7条関係）

事業計画書

申請者名

1 事業の目的及び内容

--

備考 農産加工品等規模拡大支援事業補助金の申請にあつては、規模拡大の内容を必ず記載すること。

2 事業の実施スケジュール

--

備考 事業着手日及び事業完了予定日を必ず記載すること。

3 事業費内訳

経費の区分	事業経費（円）	補助対象経費（円）	積算根拠
計			

備考 経費の区分ごとに積算根拠を証する書類（見積書等）を添付すること。

第3号様式（第9条関係）

上越市6次産業化支援事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり補助対象事業を完了したので報告します。

補助金の区分	<input type="checkbox"/> 農産加工品等開発支援事業補助金 <input type="checkbox"/> 農産加工品等規模拡大支援事業補助金
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業費	円 (うち補助対象経費 円)
添付書類	(1) 事業実施報告書 (2) 写真（加工状況、試作品、導入設備等） (3) 経費の執行実績を証する書類（請求書、領収書等） (4) その他市長が必要と認める書類